

令和3年度

大門美園自治会 定例総会

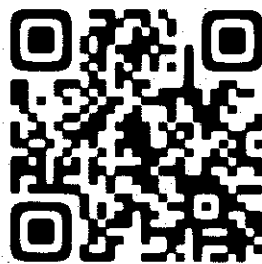
日時 : 令和3年5月1日(土)

場所 : 文書総会のため会員の参集なし

総 会 次 第

日時：令和3年5月1日

1. 審議日 令和3年5月1日（土）
2. 議事
 - 第1号議案 令和2年度事業報告
 - 第2号議案 令和2年度決算報告および監査報告
 - 第3号議案 自治会会則改定の承認
 - 第4号議案 令和3年度新役員の承認
 - 第5号議案 令和3年度事業計画（案）
 - 第6号議案 令和3年度予算（案）
3. 提出期間 令和3年4月12日（月）～30日（金）
4. 提出方法 下記 QR コードまたはリンクから回答



<https://forms.gle/7y5PpMJ8qYhtvWv9A>

第1号議案
事業報告書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

事業年月日	事業名および内容
2020/4/12	大門美園自治会 定時総会 (中止)
2020/9/19	大門美園自治会 臨時総会
2020/9/19	役員引継ぎ
2020/9/19	班長会
2020/9/26	美園小学校避難所運営委員会
2020/10/7	美園小第1回スクールサポートネットワーク (SSN) 協議会
2020/10/28	役員引継ぎ
-	美園小学校運動会 (中止)
-	美園南中学校運動会 (中止)
-	浦和美園まつり (花火大会のみ)
-	MISONO フェスタ (中止)
2021/1/11	さいたま市成人式 (来賓中止)
2021/1/16	美園地区自治会連合会新年会 (中止)
2021/1/27	さいたま市衛生助成金実績報告書提出
2021/1/29	避難行動要支援者名簿受領
-	大門地区自治会旅行 (中止)
-	臨時総会 (文書総会)
2021/3/17	令和3年度美園小学校避難所運営委員選任依頼受領
2021/3/24	美園小学校卒業式(来賓中止)
2021/3/24	令和3年度美園小学校避難所運営委員選出回答
2021/3/31	定例総会開催通知回覧 (文書回覧)
その他	会長・副会長による役員会は中止。適宜、メール等での意見交換と情報共有を実施。

令和2年度収支決算報告書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 収入決算

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
補助金	52,319	49,260	△3,059	* 下記参照
自治会費	201,000	147,500	△53,500	* 下記参照
企業協賛金	50,000	0	△50,000	
貯金利息	0	5	5	
繰越金	982,339	982,339	0	
合計	1,285,658	1,179,104	△106,554	

2 支出決算

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
役員・班長手当	74,000	18,000	△56,000	* 下記参照
会議費	10,000	450	△9,550	会場利用料他
事務・消耗品費	150,000	92,746	△57,254	印刷・消耗備品費(防災備蓄費含)
通信費	5,000	0	△5,000	FAX利用料
レクリエーション	50,000	0	△50,000	令和2年度未実施
管理衛生費	50,000	0	△50,000	ゴミ捨て場用品
負担金	171,000	249,772	78,772	* 別紙参照
交際費	50,000	0	△50,000	* 下記参照
雑費	10,000	3,740	△6,260	振込手数料他
予備費	715,658	20,735	△694,923	備蓄倉庫賃借料
合計	1,285,658	385,443	△900,215	

3 収入支出差引

収入決算額	支出決算額	収入支出差引
1,179,104	385,443	793,661
J A 普通貯金	793,661	
現金	0	

* 補助金 防犯協会補助金 30,000 円
さいたま市衛生協力助成金 18,000 円
日本赤十字埼玉支部事務費交付金 1,260 円

* 自治会費 納入内訳 令和2年度4月1日基準 会員世帯67世帯
①3,000円×48世帯=144,000円
②1,750円×2世帯=3,500円(10月末退会世帯)
③17世帯未納(9月末退会)

* 役員手当 自治会長 (30,000×1名) 0 円(令和2年度受取辞退により)
副会長 (10,000×1名) 0 円(令和2年度受取辞退により)
班長手当 班長 (3,000×6班) 18,000 円

* 交際費 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種行事が中止となりましたので、交際費に該当する支出はございませんでした。

負担金内訳


(単位：円)

科目	令和2年度決算額	備考
さいたま市衛生協力助成金	22,680	令和元年度分返納金
さいたま市自治会運営費補助金	72,892	令和元年度分返納金
美園地区社会福祉協議会	20,100	300円×67世帯
美園地区自治会連合会	28,800	400円×67世帯+2,000円
日本赤十字社	13,400	
埼玉県緑化推進委員会	6,700	100円×67世帯
青少年育成会美園	6,700	100円×67世帯
さいたま市防犯協会	13,400	200円×67世帯
交通安全協会	20,100	300円×67世帯
緑区総務課	30,000	防犯協会補助金
赤い羽根共同募金	15,000	300円×50世帯
合計	249,772	

監査報告書

2021年4月11日

大門美園自治会
会長 綾部 匡之

監査 郡司和伸 印 

監査 比原奈織 

令和2年度大門美園自治会の事業及び、会計に関する監査を行ったところ、事業及び会計処理は正確かつ適切であることを認めます。

以上

第3号議案

大門美園自治会会則

■総則および事業

第1条(名称と事務所)

本会は大門美園自治会と称し、事務所を会長宅に置く

第2条(組織と目的)

本会はさいたま市緑区美園5丁目33番～53番に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。

第3条(事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員の親善及び相互の扶助に関する事項
- ② 環境衛生、文化、教養、体育、自主防災に関する事項
- ③ 市及び諸団体との連絡協調に関する事項
- ④ その他、必要と認められる事項

■会員

第4条(会員)

本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する個人を対象とし、本会の入会、退会は妨げないものとする。

- 2 会員と同居する家族を同様に自治会に所属するものとみなす。ただし、会費や総会議決権は世帯ごととする。

第5条(入会)

会員になろうとする者は会長に届けるものとする。

- 2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。

第6条(退会)

本会を退会しようとするときは、会長に届けるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

① 区域に住所を有しなくなった会員

② 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない会員

■役員および専門部

第7条(役員および専門部員)

会長 1名 副会長 0～2名 監事 0～2名

防災委員 0～6名

第8条(役員の選任)

役員は定例総会において、会員の中から選任する。

第9条(役員の任期)

会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

- 3 会計は副会長が担当する。副会長不在時は外部委託を可とする。

- 4 監事は会計を監査する。監事不在時は外部委託を可とする。

第10条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない

補佐により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条(専門部)

本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。

- 2 専門部の設置及び廃止については、定例総会において決定する。

- 3 専門部の運営について必要な事項は、臨時総会で定める。

■総会

第12条(総会の種類及び構成)

本会の総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

第 13 条(定例総会の審議事項)

定例総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- ① 事業計画及び事業報告に関する事項
- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ 役員を選任に関する事項
- ④ 会則に関する事項
- ⑤ その他、本会の運営上必要な事項

第 14 条(臨時総会の審議事項)

この会則に定められていない事項については臨時総会に諮り決定する。

第 15 条(総会の開催)

総会は会長が直接招集する(通常総会)、オンライン上で招集する(オンライン総会)、直接招集とオンライン招集の併用(ハイブリッド総会)、議案をメール配信後にウェブ上で書面評決書提出(文書総会)、いずれかの方法で開催する。

- 2 定例総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。
 - ① 会長が必要と認めたととき。
 - ② 全会員の 5 分の 1 以上から請求があったとき。

第 16 条(総会の議決)

総会の議事は、全会員の過半数の議決をもって決する(委任を含む)。

■会計

第 17 条(会計)

経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以てこれを決する。

- 2 会費は定例総会で定める。月額 250 円とする。
- 3 決算は会計監査を経て定例総会に報告し、承認を得なければならない。

第 18 条(会計年度)

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

■会則の変更および解散

第19条(会則の変更)

この会則を変更する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第20条(解散及び残余財産の処分)

- 1 自治会員が20名を下回る場合、解散の是非について臨時総会を行う。
- 2 本会を解散する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

■附則

この会則は平成26年3月2日より施行する。

本会則は令和 3 年 5 月 1 日に改定されました。

第4号議案

新役員の承認

・退任する役員

令和3年3月31日をもって任期満了により退任となります。

会長：綾部 匡之

副会長：竹本 彰

監事：郡司 和伸

北原 奈織

・就任する役員

令和3年4月1日より着任します。

会長：綾部 匡之（再任）

副会長：坂本 博史

監事：なし（外部委託とする）

防災委員の承認

・就任する防災委員

令和3年4月1日より着任します。

防災委員：中尾 梨沙

里村 仁志

綾部 匡之（役員兼任）

第5号議案

令和3年度 事業計画 (案)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事業計画年月	事業名	
令和3年	4月	令和2年度 会計監査 自治会レクリエーション
	5月	大門美園自治会定例総会 (文書総会) 美園地区自治会連合会総会
		さいたま市緑区自治会連合会通常総会
	6月	
	7月	美園小避難所運営委員会 美園小スクールサポートネットワーク (SSN) 協議会
	8月	
	9月	美園小避難所運営訓練
	10月	美園小 自治会長・小学校・PTA懇談会 自治会レクリエーション
11月		
12月		
令和4年	1月	
	2月	
	3月	大門美園自治会臨時総会 (文書総会) 令和3年度 会計監査 (外部委託)
随時	臨時総会 (メール配信：適宜開催)	
	自治会掲示板管理	
	さいたま市・緑区役所・各種団体との協議・必要書類提出	
	環境美化活動：ゴミ集積所の設置・利用・移動・撤去の申請対応	
	環境美化活動：地域清掃・害虫 (害獣) 駆除 (外部委託)	

第6号議案

令和3年度収支予算（案）
（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

【収入の部】 (単位：円)

科目	前年度予算額	本年度予算額	比較	備考
補助金	52,319	66,400	14,081	*下記参照
自治会費	201,000	90,000	△111,000	30世帯×3,000円
企業協賛金	50,000	500,000	450,000	レクリエーション活動への協賛
繰越金	982,339	793,661	△188,678	
合計	1,285,658	1,450,061	164,403	

【支出の部】 (単位：円)

科目	前年度予算額	本年度予算額	比較	備考
役員・防災手当	74,000	80,000	6,000	*下記参照
事務費	150,000	50,000	△100,000	
防災費		500,000	500,000	防災備蓄品・防災備蓄倉庫賃借費
通信費・印刷費	5,000	5,000	0	
福利厚生費	50,000	500,000	450,000	レクリエーション費用（令和3年度は2回実施を予定）
衛生管理費	50,000	50,000	0	ゴミ集積所用品・地域清掃外部委託費（書庫・害虫駆除/等の異種除害を含む）
負担金	171,000	100,000	△71,000	会員世帯減少による負担減
交際費・会議費	60,000	30,000	△30,000	大門神社奉納金等 *下記参照
雑費	10,000	10,000	0	振込手数料
予備費	715,658	125,061	△590,597	
合計	1,285,658	1,450,061	164,403	
収入額	1,285,658	1,450,061		
支出額	1,285,658	1,450,061		

* 補助金 緑区補助金 30世帯×700円+10,000円=31,000円
緑区総務課（防犯協会補助金）30,000円
さいたま市衛生協力助成金 30世帯×180円=5,400円

* 役員手当 自治会長 20,000円（20,000×1名）※50,000円のうち30,000円を自主返納申し出あり
副会長 20,000円（20,000×1名）
防災手当 防災委員 40,000円（20,000×2名）※3名のうち1名は自主返納申し出あり

* 交際費・会議費 令和3年度より飲食を伴う会合についての飲食費用は、自治会費からではなく、出席者の実費負担と致します。

令和2年度 大門美園自治会活動記録

#	日	活動内容	対応者
1	2020/4/12	大門美園自治会 定時総会	中止
2	2020/9/19	大門美園自治会 臨時総会(書面決議 9/30 67世帯賛成多数で可決)	前会長
3	2020/9/19	役員引継ぎ(コミュニティセンター名義変更)(於:美園コミュニティセンター)	会長・前会長
4	2020/9/19	班長会(於:美園コミュニティセンター)	前会長・班長
5	2020/9/26	美園小学校避難所運営委員会(於:美園小学校)	班長
6	2020/9/30	第11班・第12班合計17世帯の退会受理	前会長
7	2020/10/7	美園小第1回スクールサポートネットワーク(SSN)協議会(於:美園小学校)	会長
8	2020/10/10	自治会掲示板設置申請提出(さいたま市緑区役所コミュニティ課)	会長
9	2020/10/28	役員引継ぎ(自治会資料引継、およびJA 大門支店口座名義変更)(於:JA大門支店)	会長・前会長
10	-	美園小学校運動会	中止
11	-	美園南中学校運動会	中止
12	-	浦和美園まつり(花火大会のみ)	オンラインのため不参加
13	-	MISONO フェスタ(於:美園小学校)	中止
14	2020/11/12	さいたま市(石野様他1名)と、避難所運営委員会に関する打ち合わせ	会長
15	2020/11/27	緑区役所避難所開設情報に伴うメールアドレスの提供	会長
16	2020/12/25	自治会掲示板設置	会長
17	2020/12/28	仮防災備蓄倉庫(さいたま大門ヤード46番)の鍵受領、および初回費用支払い	会長
18	2021/1/11	さいたま市成人式(於:さいたまスーパーアリーナ)	オンラインのため不参加
19	2021/1/13	美園小学校/美園南中学校/さいたま市浦和東部まちづくり事務所に広報物持参中止とデジタル化申し入れ	会長
20	2021/1/16	美園地区自治会連合会新年会	中止
21	-	協賛企業・医院等への協賛依頼	中止
22	2021/1/21	アーバンデザインセンターみそのより「美園トークスタジアム」登壇依頼(受諾)	会長
23	2021/1/27	さいたま市衛生助成金実績報告書提出	会長
24	2021/1/27	社会福祉協議会寄贈品(非接触式電子温度計)受領	会長
25	2021/1/27	社会福祉協議会に広報物持参中止とデジタル化申し入れ	会長
26	2021/1/29	避難行動要支援者名簿の受領(於:緑区役所)	会長
27	2021/2/3	9班安間さん退会受理。年度末退会。	会長
28	2021/2/3	8班住田さん退会受理。年度末退会。	会長
29	2021/2/3	さいたま市建設局から自動車通行環境整備工事のお知らせを受領	会長
30	2021/2/9	さいたま市建設局道路環境課(福留様)と電話にて情報交換	会長
31	2021/2/11	3班内野さん退会受理。年度末退会。	会長
32	2021/2/11	3班関口さん退会受理。年度末退会。	会長
33	2021/2/12	8班巻淵さん退会受理。年度末退会。	会長
34	2021/2/15	3班亀井さん退会受理。年度末退会。	会長
35	2021/2/15	埼玉県警に道路標識設置等の要望提出手続き方法について確認	会長
36	2021/2/16	3班田島さん退会受理。年度末退会。	会長
37	2021/2/16	8班大井さん退会受理。年度末退会。	会長
38	2021/2/16	1班小篠さん退会受理。年度末退会。	会長
39	2021/2/16	さいたま市(石野様)と、避難所運営委員会に関するメール打ち合わせ	会長
40	2021/2/16	3班高橋さん退会受理。年度末退会。	会長
41	2021/2/17	桜水ハウス(田島様)より「美園5丁目第2公園北側ゴミ集積所撤去」について電話打診あり	会長
42	2021/2/19	浦和東警察署(綿貫様)と「自治会内の交通状況」について電話にて情報交換	会長
43	2021/2/19	6班進藤さん退会受理。年度末退会。	会長
44	2021/2/19	さいたま市建設局道路環境課と「路上禁煙推進モデル地区」についてメールにて情報交換	会長
45	2021/2/19	2班重松さん退会受理。年度末退会。	会長
46	2021/2/20	9班菊池さん退会受理。年度末退会。	会長
47	2021/2/20	8班岡村さん退会受理。年度末退会。	会長
48	2021/2/21	3班松浦さん退会受理。年度末退会。	会長
49	2021/2/21	1班影山さん退会受理。年度末退会。	会長
50	2021/2/21	2班竹本さん退会受理。年度末退会。今年度役員報酬辞退申出。	会長
51	2021/2/22	さいたま市環境局廃棄物対策課と「ゴミ集積所撤去に関する法令」について電話にて情報交換	会長
52	2021/2/22	2班伊奈さん退会受理。年度末退会。	会長
53	2021/2/22	3班今村さん退会受理。年度末退会。	会長

54	2021/2/23	美園南中学校卒業式、来賓中止連絡受理	会長
55	2021/2/23	大門地区自治会旅行中止連絡受理	会長
56	2021/2/23	8班平塚さん退会受理。2020年10月末退会扱い。	会長
57	2021/2/26	8班古川さん退会受理。年度末退会。	会長
58	2021/2/26	イオンリテール浦和美園(上岡様他2名)、アーバンデザインセンターみその(岡本様)と今後の連携、防災対応について情報交換(於:イオンモール浦和美園)	会長
59	2021/2/27	浦和レッズ(白戸様、黒岩様)と今後の連携について情報交換(於:埼玉スタジアム2002)	会長
60		臨時総会(次年度役員選出)	デジタル化に伴い中止
61	2021/3/3	アーバンデザインセンターみその主催「美園トークスタジアム」にパネリストとして参加(オンライン)	会長
62	2021/3/10	浦和レッズ(黒岩様)と今後の連携について電話にて情報交換	会長
63	2021/3/12	美園南中学校 PTA に広報物持参中止とデジタル化申し入れ	会長
64	2021/3/13	積水ハウス(田島様)に「美園5丁目第2公園北側ゴミ集積所」について連絡	会長
65	2021/3/17	さいたま市(石野様)より令和3年度美園小学校避難所運営委員の選任依頼受領	会長
66	2021/3/18	社会福祉協議会(佐藤様)に活動協力について(自治会からの人手出し辞退)申し入れ	会長
67	2021/3/23	美園小学校卒業式および入学式、来賓中止連絡受理	会長
68	2021/3/24	令和3年度美園小学校避難所運営委員選出に関するメール会議およびさいたま市への回答	会長・次年度防災委員
69	2021/3/25-28	さいたま市(石野様)より美園小学校避難所に関する情報交換。さいたま市の「避難所におけるペット対応マニュアル」受理。	会長
70	2021/3/26	美園南中学校(長岡校長)と PTA の負担軽減と自治会からの要望方法について情報交換	会長
71	2021/3/27	アーバンデザインセンター岡本様、さいたま市浦和東部まちづくり事務所松山様と、自治会レクリエーション会場の現地視察(於:大門上池調節池広場)	会長
72	2021/3/28	8班岡村さん再入会受理。新年度継続扱い。	会長
73	2021/3/30	さいたま市環境局廃棄物対策課に「事業所の家庭ゴミ集積所利用」について情報交換	会長
74	2021/3/30	さいたま市緑区役所コミュニティ課(小口様)と自治会会則変更手続きについて確認	会長
75	2021/3/30	イオンモール浦和美園(青山様)と、被災時の帰宅困難者の避難について情報交換	会長
76	2021/3/31	定例総会開催通知回覧(文書回覧)	会長・班長
77	2021/4/6	さいたま市緑区役所コミュニティ課に「令和3年度自治会に関する調査」提出	会長
78	2021/4/6	34番地片山さん入会受理。4月6日入会扱い。	会長
79	2021/4/11	令和2年度会計監査	会長・副会長・監事
80	2021/4/12	定例総会開催メール通知(ウェブ回答開始)予定	会長
81	2021/4/18	令和3年度自治会レクリエーション「大門美園ジュニアスポーツフェスタ」開催予定	会長、他
82	2021/5/1	定例総会開催(文書総会)予定	会長

会長・副会長による役員会は中止。適宜、メール等での意見交換と情報共有を実施。

第3号議案参考資料1 (見え消し版)

大門美園自治会会則

■総則および事業

第1条(名称と事務所)

本会は大門美園自治会と称し、事務所を会長宅に置く

第2条(組織と目的)

本会はさいたま市緑区美園5丁目33番～53番当地区内に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。

第3条(事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員の親善及び相互の扶助に関する事項
- ② 環境衛生、文化、教養、体育、自主防災に関する事項
- ③ 市及び諸団体との連絡協調に関する事項
- ④ その他、必要と認められる事項

■会員

第4条(会員)

本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する個人を対象とし、本会の入会、退会は妨げないものとする。

- 2 会員と同居する家族を同様に自治会に所属するものとみなす。ただし、会費や総会議決権は世帯ごととする。

第5条(入会)

会員になろうとする者は会長に届けられるものとする。

- 2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。

第6条(退会)

本会を退会しようとするときは、会長に届けられるものとする出なければならぬ。

- 2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

① 区域に住所を有しなくなった会員

② 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない所帯の会員

■役員および専門部

第74条(役員および専門部員)

会長 1名 副会長 0～2名 監事 0～2名

防災委員 0～6名

第85条(役員の選任)

役員は定例総会において、会員の中から選任する。

第96条(役員の任務)

会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

3 会計は副会長が担当する。副会長不在時は外部委託を可とする。

4 監事は監査は会計を監査する。監事不在時は外部委託を可とする。

第107条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない

補佐により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条(専門部)

本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。

- 2 専門部の設置及び廃止については、定例総会において決定する。

3 専門部の運営について必要な事項は、臨時総会で定める。

第8条(班長)

① 班長は班を代表し本会活動の推進及び班内の連絡、会費の徴収を行う。

班長の任期は1年とする。

第17条(会計)

経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以ってこれを決する。

2 会費は定例総会で定める。月額 250 500円とする。

3 決算は会計監査を経て定例総会に報告し、承認を得なければならぬ。

第18条(会計年度)

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

■会則の変更および解散

第19条(会則の変更)

この会則を変更する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

第20条(解散及び残余財産の処分)

自治会員が20名を下回る場合、解散の是非について臨時総会を行う。

2 本会を解散する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第12条(その他の事項)

この会則に定められていない事項については役員会に諮り決定する。

第13条(補足)■附則

この会則は平成26年3月2日より施行する。

本会則は令和3年5月1日に改定されました。

■総会

第9条(会議と召集)

総会ならびに役員会は会長が召集し、出席者の過半数の議決を以ってこれを決する。

第12条(総会の種類及び構成)

本会の総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

第13条(定例総会の審議事項)

定例総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

① 事業計画及び事業報告に関する事項

② 予算及び決算に関する事項

③ 役員を選任に関する事項

④ 会則に関する事項

⑤ その他、本会の運営上必要な事項

第14条(臨時総会の審議事項)

この会則に定められていない事項については臨時総会に諮り決定する。

第15条(総会の開催)

総会は会長が直接招集する(通常総会)、オンライン上で招集する(オンライン総会)、直接招集とオンライン招集の併用(ハイブリッド総会)、議案をメール配信後にウェブ上で書面評決書提出(文書総会)、いずれかの方法で開催する。

2 定例総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

① 会長が必要と認めたととき。

② 全会員の5分の1以上から請求があったとき。

第16条(総会の議決)

総会の議事は、全会員の過半数の議決をもって決する(委任を含む)。

■会計

第3号議案参考資料2(新旧対照表)

新	旧	改定理由
<p>第2条(組織と目的) 本会はさいたま市緑区美園5丁目33番～53番に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。</p>	<p>第2条(組織と目的) 本会は当地区内に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。</p>	<p>活動範囲を明確化する意図。</p>
<p>第4条(会員) 本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する個人を対象とし、本会の入会、退会は妨げないものとする。 2 会員と同居する家族を同様に自治会に所属するものとみなす。 第5条(入会) 会員にならうとする者は会長に届け出るものとする。 2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。 第6条(退会) 本会を退会しようとするときは、会長に届けるものとする。 2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。 ① 区域に住所を有しなくなつた会員 ② 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない会員</p>	<p>(新規)</p>	<p>持家世帯だけでなく賃貸世帯も自治会加入可能であることを明確化するための条文追加。 一度退会した世帯の再入会希望が拒否されることのないように条文として明記。 班長に退会届を提出したにも関わらず、会長に伝わっていないということが複数件あったため、入退会窓口を会長に一元化。</p>
<p>第7条(役員および専門部員) 会長 1名 副会長 0～2名 監事 0～2名 防災委員 0～6名</p>	<p>第4条(役員) 会長 1名 副会長 2名</p>	<p>現状に即して副会長2名の制約をなくす。 これまでも会則に明記されていたわけではないが、監事2名を自治会世帯内から選出するという制約をなくす。 専門部として、防災委員を新設 副会長や監事就任の希望者がいない場合を想定し、自治会運営の透明性や客観性を保証するため、会計監査などを外部業者への委託が可能となるよう条文を変更。</p>
<p>第9条(役員の任務) 会長は本会を代表し会務を総括する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。 3 会計は副会長が担当する。副会長不在時は外部委託を可とする。 4 監事は会計を監査する。監事不在時は外部委託を可とする。</p>	<p>第6条(任務) 会長は本会を代表し会務を総括する。 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。 会計は副会長が担当する。 監事は会計を監査する。</p>	<p>班長制廃止に伴い条文削除。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第8条(班長) ① 班長は班を代表し本会活動の推進及び班内の連絡、会費の徴取を行う。 ② 班長の任期は1年とする。</p>	<p>班長制廃止に伴い条文削除。</p>
<p>第11条(専門部) 本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。 2 専門部の設置及び廃止については、定例総会において決定する。 3 専門部の運営について必要な事項は、臨時総会で定める。</p>	<p>(新規)</p>	<p>防災委員など、専門的な活動を担う専門部を制定するための条文を追加。</p>

<p>第12条(総会の種類及び構成) 本会の総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。</p> <p>第13条(定例総会の開催事項) 定例総会は、次に掲げる事項を審議議決する。 ① 業務計画及び事業報告に関する事項 ② 決算及び決算に関する事項 ③ 役員を選任に関する事項 ④ 章程に関する事項 ⑤ その他、本会の運営上必要な事項</p> <p>第14条(臨時総会の開催事項) この会則に定められていない事項については臨時総会に諮り議決する。</p> <p>第15条(総会の開催) 総会は会長が直接招集する(通常総会)、オンライン上で招集する(オンライン総会)、直接招集とオンライン招集の併用(ハイブリッド総会)、議案をメール配信後にウェブ上で書面評決書提出(文書総会)、いずれかの方法で開催する。</p> <p>2 定例総会は、年1回開催する。 3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。 ① 会長が必要と認めるとき。 ② 総会員の5分の1以上から請求があったとき。 第16条(総会の議決) 総会の議事は、全会員の過半数の議決をもって決する(委任を含む)。</p>	<p>第9条(会議と召集) 総会ならびに役員会は会長が召集し、出席者の過半数の議決を以って、これを決する。</p>	<p>内容の緻密化。 直接招集する以外の開催方式も、総会として取り扱うための条文変更。 現状に即して、直接出席しなくても委任を可能とするための条文変更。 メールやウェブなどで自治会員の意見集約(臨時総会として扱う)が可能であることから、少人数で方針決定を行う役員会を廃止。</p>
<p>第17条(会計) 経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以ってこれを決する。月額250円とする。 2 会費は定例総会で定める。 3 決算は会計監査を経て定例総会に報告し、承認を得なければならない。</p>	<p>第10条(会計) 経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以ってこれを決する。 会費は月額500円とする。 決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。</p>	<p>自治会設立当初は上半期3,000円、下半期3,000円の自治会費集金だったが、近年は通年3,000円の自治会費集金となっているので、現状に即して変更。</p>
<p>■会則の変更および解散 第19条(会則の変更) この会則を変更する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。 第20条(解散及び残余財産の処分) 自治会員が20名を下回る場合、解散の是非について臨時総会を行う。 2 本会を解散する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。 3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。</p>	<p>(新編)</p>	<p>自治会解散を見据えて条文を追加。</p>